

# 2022

## ポリシーブック JA東京青壮年組織協議会



JAPAN AGRICULTURE

# 東京

JA TOKYO YOUTH

# ■はじめに

昭和30年代後半から40年代にかけての都市部の人口増を背景として、政府は、市街化区域内の農地の宅地化を推進してきました。そのような状況の中、JA都青協はJA東京グループと連携し積極的な農政活動を展開。様々な課題に直面しながらも、営農活動を継続し、東京の農地を守ってきました。

平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地はついに、「宅地化すべきもの」から「身近にあるべきもの」へと大きくその位置づけを転換しました。法整備においても新たな制度が措置され、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな前進となりました。私たちは都市農業の担い手として、引き続き、それらの制度を活用した将来に繋がる取り組みを展開していく必要があります。

その一方、時代の変遷に伴い都市農業の社会的な重要性が増していく中で、都青協に求められる役割も多様化しつつあります。

未来の子どもたちに都市農地を残していくため、今後、都青協はどのような活動を展開していくべきなのか。

私たちは、都青協のこれまでの取り組みを改めて見直し、活動の指針とすべく、ポリシーブックを作成しています。

## ■目次

### ■ 基本方針

#### I. 組織活動に関する事項

- テーマ1 組織活動の活性化
- テーマ2 都民理解の醸成・社会的価値の向上

#### II. 営農活動に関する事項

- テーマ3 担い手の確保
- テーマ4 盟友の営農技術・知識の向上

#### III. 農政活動に関する事項

- テーマ5 都市農業振興施策の実現と制度改正に向けた運動の展開

#### IV. 具体的実施事項

東京の農業・農地は、農産物供給機能・防災機能・良好な景観の形成機能・環境保全機能・教育機能・農業理解の醸成機能など多面的機能を有しており、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開している。都市農業をめぐる法整備においては、特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されたことにより都市農業者の選択の幅が広がり、営農の継続・都市農地の保全にとって大きな追い風となっている。

一方で、都市農地の減少は依然として続いており、JA都青協は、今後もJA東京グループと一体となった農政活動を継続して行くとともに、都市農業の担い手として未来につながる取り組みを展開していく。

---

都青協の組織活動に目を向けると、各地区青壮年部員の高齢化・減少が大きな課題となっている。盟友の確保に向け、都青協および各地区青壮年部の活動を強化しより魅力的なものにする必要がある。

また、住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、行政や都民に都市農業の魅力を発信し、理解と協力を得ることが不可欠である。

営農活動に目を向けると農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保が課題となっている。また、農業経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得する必要がある。

農政活動においては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

これらの活動の実践にあたっては、JAグループ内外の多様な組織との連携を重視していく。

---

以上の方針を踏まえ、我々は青壮年部盟友の一層の団結と連携のもと、組織強化に取り組むとともに、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化し、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。

# I. 組織活動に関する事項

## ■テーマ1：組織活動の活性化

青壮年部員の高齢化・減少が進む中で、都青協および各地区青壮年部の活動を強化しより魅力的なものにする必要がある。

### ■目標

- ・盟友にとって魅力ある活動の展開、魅力の発信
- ・新規就農者等の盟友候補者への青壮年部活動の発信
- ・未加入組織の加入促進

### ■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組1 各地区組織では実施の難しい大規模な講演会等を実施する
- 取組2 各地区青壮年組織の活動支援を行う
- 取組3 青壮年組織・盟友の取組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組4 中央会と連携し未加入組織の加入を促進する
- 取組5 新規就農者や女性農業者との交流を強化する

## ■テーマ2：都民理解の醸成・社会的価値の向上

住宅地と隣接し大消費地を抱える東京で営農を継続していくには、都民に都市農業の魅力を発信し、理解と協力を得ることが不可欠である。

### ■目標

- ・都民に対する都市農業のPRの機会を増やす
- ・社会貢献活動へ積極的に取り組み、都市農業の価値の向上に繋げる

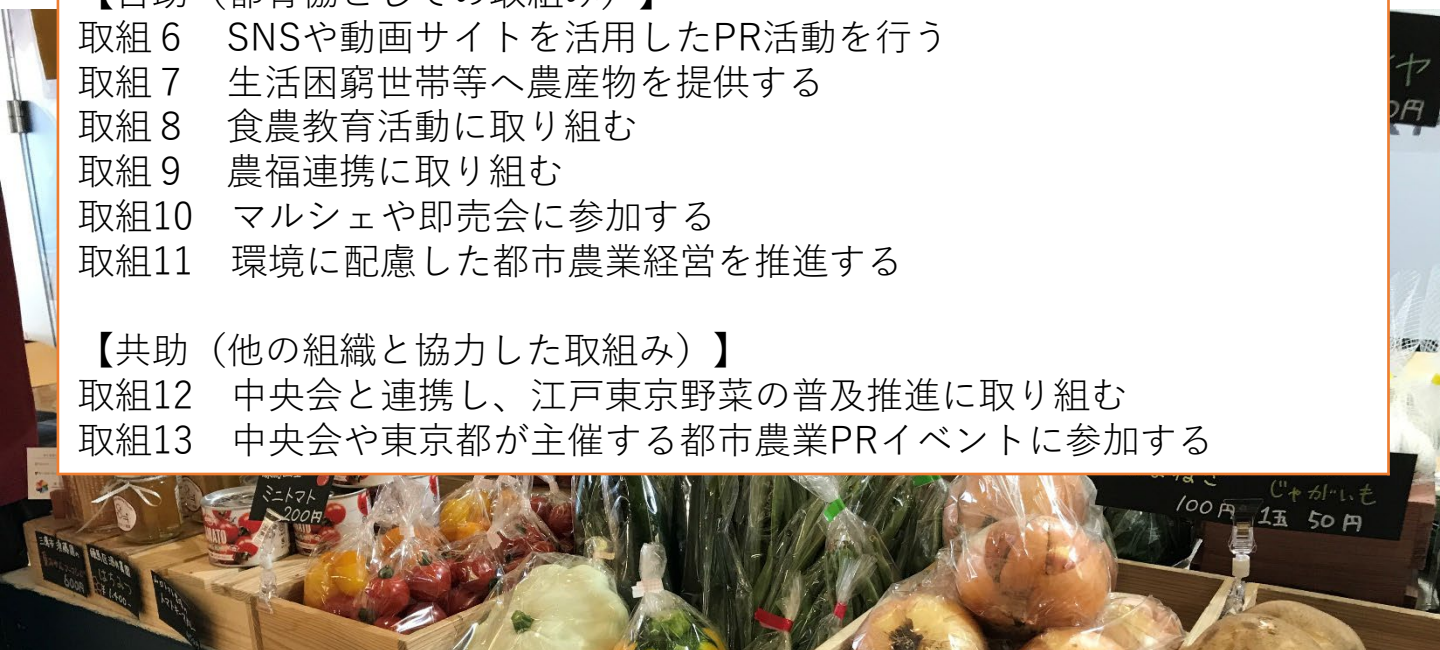
### ■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組6 SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う
- 取組7 生活困窮世帯等へ農産物を提供する
- 取組8 食農教育活動に取り組む
- 取組9 農福連携に取り組む
- 取組10 マルシェや即売会に参加する
- 取組11 環境に配慮した都市農業経営を推進する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組12 中央会と連携し、江戸東京野菜の普及推進に取り組む
- 取組13 中央会や東京都が主催する都市農業PRイベントに参加する



## II. 営農活動に関する事項

### ■テーマ3：担い手の確保

都市農地の減少を食い止めるために、農地継承に向けた後継者の確保、営農継続のための労働力の確保に取り組む必要がある。

#### ■目標

- ・親の高齢化等による労働力不足への対応
- ・後継者が不在のため農地の維持が困難な経営体への対応
- ・農地法や相続税制などに対する盟友の理解促進

#### ■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組14 労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する
- 取組15 配偶者対策事業（婚活事業）を実施する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組16 相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供

### ■テーマ4：盟友の営農技術・知識の向上

経営の強化のため、農業後継者として必要な営農技術や新技術の情報取得を行うと共に、経営感覚を習得する必要がある。

#### ■目標

- ・最新の営農技術を積極的に導入し、品質や生産性の向上を図る
- ・行政や関係団体、企業とのつながりの強化
- ・各種農業振興施策の活用促進

#### ■取組み方針

【自助（都青協としての取組み）】

- 取組17 営農に関する情報をSNSや会議体を通して共有する
- 取組18 盟友の経営や取組事例等を共有する

【共助（他の組織と協力した取組み）】

- 取組19 農水省・東京都等の各種農業振興施策の情報を共有する
- 取組20 都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む
- 取組21 東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む
- 取組22 各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る



# Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

■テーマ5：都市農業振興施策の実現と制度改正に向けた運動の展開  
活動の実践にあたっては、常に行政や議員との関連を念頭に置き、必要な農政活動を随時展開する必要がある。

## ■取組み方針

取組23 国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する

取組24 農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する

取組25 JA東京グループと連携した農政活動を展開する

## ■都青協から要望する事項

- (1) 環境に配慮した都市農業経営を推進するための助成
- (2) 生活困窮世帯等へ農産物を提供する取り組みへの助成
- (3) 東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進にかかる取り組みへの支援

## ■令和5年度 JA東京グループ 農業政策・税制改正要望（国要望）

東京の農業者は、江戸時代から都市住民のために日々の食料を生産してきた。時代が移り、高度成長期やバブル期の都市開発優先の時代においても、農地を必死で守り、都民に安全で安心な農産物を提供し続けた。その後も農業者は、日々の食料生産や学校の食農教育への協力、都市住民が農業に触れ合う農業体験農園のような場の提供など、都市地域における持続可能な農業を求めてきた。そしてようやく、農家の周辺の住民や児童等多くの都民が、都市農業の農産物生産機能を始めとした、防災・景観形成・環境保全、農業体験・学習の場などの様々な機能を評価するようになった。

このような背景から平成27年には都市農業振興基本法が制定され、平成28年の都市農業振興基本計画において、都市農地の位置付けが「都市に農地はあるべきもの」へと大きく転換した。さらに、平成29年には緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進するために生産緑地法を含む都市緑地法等6つの法律が改正され、平成30年には都市農地貸借法により相続税納税猶予を受けたままで生産緑地を貸すことができるようになり、都市農地の保全のための制度が整えられた。

しかしながら、現在、東京都には特定生産緑地への指定をしない生産緑地が6%、146haあり、毎年の相続税支払い等のための売却などによる約50haの生産緑地の減少と考え合わせると、さらに減少が加速することが想定される。

JA東京グループにおいて、農業生産の基盤である農地の減少と農業従事者の高齢化・担い手不足は、農業が持続的に営まれるための喫緊の課題であり、抜本的な対策が求められている。

都市農家が長期的な営農ビジョンを描けるよう、以下の事項の実現に向けて積極的に取り組むようここに要望する。

# Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

## 1 将来に向けた都市農地保全への取り組み

都市農地の持つ多様な機能を発揮するには、都市農業の担い手が確保され、また都市農業のための利用が継続される農地が確保・保全される必要がある。

東京に残された貴重な農地・緑を次世代に引き継いでいけるよう、農地所有者である農家の後継者への就農・営農支援、都による農地の借上げ、国や自治体による農地の公有化など将来に向けた農地保全への取り組みを実施すること。

## 2 都市農地貸借の円滑な推進 （生産緑地関係）

平成30年に都市農地貸借円滑化法が制定され、市街化区域内的の農地のうち生産緑地の貸借が安心して行えるようになった。

しかしながら、貸借が同一区市の中で行われることを軸に制度がつくられており、借り手希望者、貸し手希望者が異なる区市に存在する場合のマッチングが個人情報保護などの面から難しい状況がある。

生産緑地においても、農地中間管理機構のように区市にまたがる農地貸借が進められるよう制度の構築を要望する。

## 3 農業担い手の育成

農林水産省は、持続可能な力強い農業を実現するために次世代を担う農業者の育成・確保に向けた新規就農者育成総合対策を実施しており、このなかで就農準備資金、経営開始資金を交付して親元就農を含む新規就農者を支援している。

東京都においても、主に調整区域のある市町村で担い手への農地集約を推進するための「人・農地プラン」の策定を行い、これら国の制度を活用して新規参加者を支援しているが、農地保全の面からも農家の後継者の就農を一層促進する必要がある。

しかし親元就農では、農地の所有権・利用権の取得、新規作物や多角経営への転換などに加え、市街化区域の区市によっては人・農地プランの策定が難しいことなどから、就農準備資金、経営開始資金の交付要件を満たせないことが多い。

都市における持続可能な農業・農地を実現するために農地の権利問題や基幹作物の栽培技術継承などに着目し、農業後継者が親と経営分離をしなくても就農準備資金、経営開始資金が利用できるよう交付要件を再考すること。



# Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

## 3 農業担い手の育成

### （生産緑地関係）

#### （1）特定生産緑地の指定

現在、特定生産緑地の指定権者である区市において指定が進んでいる。令和5年度も対象となる農家が申請を行うことから、引き続き、円滑な申請・指定業務を実施するよう、生産緑地の指定・管理を行っている区市町村都市計画部局等に対して指導すること。

なお、新型コロナの影響で申請期限までに申請が間に合わない場合には、その申請期限について救済措置を設けること。

また、生産緑地の追加指定についても、円滑な申請・指定業務を実施するよう指導すること。

### （相続税関係）

#### （2）相続税納税猶予制度における期限の設定

相続税納税猶予適用農地は終身営農が条件となっている。貸借の制度が実現したとは言え、農地を相続する者にとっては過酷な決断である。特に農地面積が小規模になった農家が次世代への継承を諦めてしまう例が多くみられる。農地を残していくために、相続税納税猶予制度において、終身ではなく、最長30年程度の期限を設ける救済措置を講じること。

（3）相続税納税猶予適用農地における防災機能を兼ねる農業用施設の設置  
市民農園整備促進法で行う体験農園では、運営用のトイレ等を設置しても相続税納税猶予制度の適用対象となる。同法によらず、農家が設置する体験農園運営用のトイレ用地や防災兼用農業用井戸などの防災機能を兼ねる農業用施設用地を相続税納税猶予制度の適用対象に認めること。

### （所得税関係）

#### （4）所得税の負担軽減措置の創設

相続税を納付するために土地建物を譲渡した場合の譲渡所得について、平成27年1月1日以前の取得費加算の特例に戻すなど、所得税の負担軽減措置を設けること。



# Ⅲ. 農政活動に関する事項（公助）

## （登録免許税）

### （５）相続時の登録免許税の縮減等

相続時における未登記が社会問題化しており、相続登記を促す環境の整備が求められる。相続した土地・建物について登記を行う場合について、相続登記の際に支払う登録免許税の更なる引き下げ等の措置を設けること。

## （その他）

（６）都市農地保全のための農水省関係部局・国交省関係部局との連携継続  
都市部での農業は、農産物供給機能のみならず、防災機能・良好な景観の形成機能・環境保全機能・教育機能・農業理解の醸成機能などの多面的機能を有していると評価されており、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開している。

特定生産緑地制度の創設などの新たな制度・税制が措置されたことにより、都市農業者の選択の幅が広がり、営農の継続・農地の保全に大きな前進となった。

一方で、都市農地の減少は依然として続いている。減少が止まらない農地をしっかりと保全し、農業・農地と都市が共存した魅力ある東京という街を実現していく必要がある。今後も都市農業振興を主管する農水省都市農業室、生産緑地（都市計画）を管轄する国交省関係部局が積極的に関与・助言すること。



## IV. 具体的実施事項

取り組み方針		事業計画
取組1	各地区組織では実施の難しい大規模な講演会等を実施する	通常総会、専門部会、都青協リーダーセミナーでの講演会の実施
取組2	各地区青壮年組織の活動支援を行う	各種助成金の支払い
取組3	青壮年組織・盟友の取り組みの共有や、盟友同士の情報交換の場を提供する	青年の主張発表大会の開催、各種会議での活動報告、ブロック会議および組織間交流会の開催支援、バーベキュー大会の実施
取組4	中央会と連携し未加入組織の加入を促進する	都青協委員長・中央会役員による未加入組織訪問、未加入組織との交流
取組5	新規就農者や女性農業者との交流を強化する	J A東京女性組織協議会、F&Uセミナー受講生、農業会議ネオファーマーズ、農総研修生等との意見交換会の実施
取組6	SNSや動画サイトを活用したPR活動を行う	都青協Facebookでの情報発信、都青協リレーメッセージの連載、味わいフェスタ等のイベントと連動したInstagramの活用
取組7	生活困窮世帯等へ農産物を提供する	フードバンク、こども食堂等への農産物の提供、各組織に助成金・提供先等の情報を提供する
取組8	食農教育活動に取り組む	空白行政区での出前授業の実施
取組9	農福連携に取り組む	農福連携にかかる事例や助成金に関する情報の共有
取組10	マルシェや即売会に参加する	JA東京アグリパーク合同直売会、東京味わいフェスタ等でのマルシェの開催、マルシェや即売会情報の共有
取組11	環境に配慮した都市農業経営を推進する	持続可能な農業経営に関する講習会等の開催、東京都エコ農産物認証制度の活用や普及推進
取組12	中央会と連携し、江戸東京野菜の普及推進に取り組む	江戸東京野菜普及推進委員会への意見具申、各種イベントへの江戸東京野菜の提供
取組13	中央会や東京都が主催する都市農業PRイベントに参加する	東京都味わいフェスタ、東京都農業祭への参加

# IV. 具体的実施事項

	取り組み方針	事業計画
取組14	労働力の確保（雇用、援農ボランティア、インターンシップ等）に関する情報を盟友に共有する	各種会議体での情報共有
取組15	配偶者対策事業（婚活事業）を実施する	自分磨きセミナー(婚活イベント)の実施
取組16	相続税制や生産緑地貸借制度について理解を深める場の提供	生産緑地貸借に関する盟友の事例等の共有
取組17	営農に関する情報をSNSや会議体を通して盟友に共有する	都青協Facebookを利用した営農や助成金に関する情報等の発信、各種会議体での情報共有
取組18	盟友の経営や取組事例等を共有する	WEB圃場見学会の実施、視察研修（八丈島）の実施
取組19	農水省・東京都等の各種農業振興施策の活用を促進する	説明会の開催、盟友の事例紹介
取組20	都農業共済組合と連携し、収入保険への加入促進に取り組む	東京都収入保険推進協議会への参加
取組21	東京都エコ農産物やGAP等の認証制度の取得推進に取り組む	東京都エコ農産物認証委員会への参加
取組22	各種関係団体や企業と情報共有し、最新技術の導入や連携の可能性を探る	中央会や全農東京、日本農業新聞、家の光協会、農林総合研究センター、AgVentureLab等関係団体との意見交換会の実施
取組23	国会議員・都議会議員との意見交換会を実施する	一斉要請活動の実施。丸川珠代議員との意見交換会、東京都都市農業研究会との意見交換会の実施
取組24	農水省・東京都（行政）との意見交換会を実施する	農水省や東京都、東京都農業会議等との意見交換会の実施
取組25	JA東京グループと連携した農政活動を展開する	ポリシーブック2022の作成、JA東京グループ農政対策委員会への参加

# 「夢・NEXT10」

我々は、次代の都市農業の担い手として農業の魅力を伝えるために、青壮年部盟友一層の団結と連携のもと、農政活動・営農活動・組織活動を中心に、地域に根ざした実践的な活動を行っていく自主的な組織である。

また、農業経営、地域貢献活動を通じて積極的に交友を広げ、情熱と協同の精神をもって、都民へ豊かな食と環境を提供し、地域農業の活性化と都市農業の振興施策の実現を果たすべく活動を強化していき、ここにしかない価値を強みに都市農業を盛り上げていく。

J A都青協60周年を迎え、組織、そして一人一人が農業者として、地域社会の一員として一層の前進を図るために、次のことに取り組む。

## 1. 私たちは創造力を高め、経営感覚を磨き、価値ある職業として都市農業を一層発展させる。

常に創造力を発揮し個人を高め、経営感覚を磨き、都市農業の価値・魅力を都民の方々に発信し、都市農業の発展・確立に励み、都市農業の地位を一層高めていこう。

## 1. 私たちは都民との「信頼し合える関係づくり」を積極的に進める。

我々は、都民が都市農業に触れ合い、理解を深めてもらえるような取り組みを行ってきた。こうした取り組みをさらに進め、都民へ都市農業・農地の必要性を訴えていこう。

## 1. 私たちは青壮年部活動を通じ、広い視野を持ち、人間性を高める。

様々な人達との交流を通じて我々自身の可能性を広げ、幅広い知識の習得に努めよう。そして都市農業者として、また社会人として、さらに人間性を高めていこう。

## 1. 私たちは農業を通じ、地域社会に貢献する。

農地は防災、環境保全など地域に役立っている。その農地・農業の多面的機能を行政・地域住民に発信し、『農と住の共生』を目指し、地域に貢献していこう。

## 1. 私たちは協働の精神で、明るい未来を実現する。

我々の原点である協同組合の精神を基盤として組織の強化を図り、都市農業に対する様々な期待に応え、次世代にこの環境を伝えていこう。

「夢・NEXT10」は、J A都青協の今後10年を目指した青壮年部活動の指針を定めようとの主旨で、J A都青協40周年記念「J A東京青年大会」（平成9年8月26日 日本青年館）及びJ A都青協50年史発刊記念式典（平成20年2月22日 中野サンプラザ）で決議したものです。

J A都青協60周年にあたり、これまでの活動成果を踏まえ、これからの10年間で目指していく活動指針としていままでの内容を改訂しこの「夢・NEXT10」を、J A都青協60年誌発刊記念式典（平成30年2月21日 パレスホテル立川）で決議したものです。